

報 告 事 項

令 和 2 年 9 月 定 例 会

令和2年9月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
32	損害賠償の額を定める専決処分について	1
33	損害賠償の額を定める専決処分について	5
34	損害賠償の額を定める専決処分について	9

令和2年報告第32号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月17日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年8月31日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 損害賠償額

359,146円

2 事故の概要

令和2年2月6日午前10時8分頃、岡崎市明大寺町字西郷中39番地先の県道岡崎幸田線において、広報用写真撮影のため南公園に向かう公用自動車が進中、右折待ちの車両を避けるために車線変更した際に、後方から走行してきた相手方自動車に接触し、当該自動車の右側ドアを損傷する損害を与えた。

令和2年報告第33号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月17日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年8月31日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 損害賠償額

397,980円

2 事故の概要

令和2年7月14日午後7時15分頃、岡崎市矢作町字宝珠庵1番地先の市道舳越矢作堤線において、北進中の相手方自動車は、対向車を避けるために徐行しながら左に寄った際、路肩舗装の破損部分に落ち、当該自動車の左前後輪のタイヤ及びホイールを損傷する損害を与えた。

令和 2 年報告第34号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 17 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年9月9日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 損害賠償額

73,000 円

2 事故の概要

令和2年5月29日午後4時5分頃、岡崎市小美町字深萩136番地先の市道小美5号線上において、現地調査を終えて帰庁する公用自動車は方向転換のため後進した際、後方に設置されている相手方の自宅フェンスに接触し、当該フェンスを損傷する損害を与えた。

